

要 旨

我が国の会計制度の一大改革である「会計ビッグバン」で導入された新会計基準には、経営者による見積りの拡大等の問題が存在するため、従来にもまして裁量的な会計行動が誘発される可能性があることが示唆されてきた。税効果会計に関しては、特に繰延税金資産の回収可能性判断を巡り利益操作の問題が指摘され、例えば、銀行が自己資本比率の嵩上げのために、税効果会計を裁量的に利用したことも実証されている。

本稿は、業績悪化企業の典型である倒産企業を対象に、税効果会計と利益操作の関係を実証的に解明するものである。「倒産企業は税効果会計を利益操作に利用した可能性が高い」という利益操作仮説を設定したところ、利益操作仮説を支持する結論が得られた。

税効果会計により期間損益の適正化が図られ、透明性の高い、実態を反映した会計情報が本来開示されるはずであった。しかし、相次ぐ銀行の経営破綻を契機に、繰延税金資産の計上については、社会的に大きな批判が加えられた。繰延税金資産がたとえ巨額な金額になったとしても、回収可能性の確実性が高い限り、理論上問題はないはずであるが、税効果会計の理論と実務には乖離が生じてしまっている。本稿で示したように、利益操作に税効果会計を利用している好ましからざる会計実務が存在している事実も、この乖離の一例というべきであろう。

キーワード： 税効果会計、利益操作、倒産